

食協第79号  
令和5年5月30日

食品関係団体 御中

公益社団法人日本食品衛生協会  
理事長 鵜飼 良平

### マカダミアナッツを使用した加工食品に関する実態調査へのご協力をお願い

当協会の事業運営に関しましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では消費者庁より「カシューナッツの義務化等に向けた検証及び検査法の開発等業務」を受託し、当事業の一環として食品関係事業者向けの実態調査を行うこととなりました。

本調査は、今後新たに食物アレルギーの義務表示又は推奨表示の対象品目とされることが予見されるマカダミアナッツに関して、事業者による表示の取組実態について調査を行い、今後の消費者庁におけるアレルギー表示制度の検討の一助とするものです。

つきましては、貴団体会員各位にご協力いただき、別添の調査票にご回答いただけますようお願い申し上げます。

なお、本調査へのご回答は消費者庁との業務契約に基づき守秘義務を遵守し、適切に管理、取扱いの上、消費者庁において施策検討に活用される予定です。いただいたご回答についてご質問をさせていただくことがありますので、予めご了承ください。

何卒ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

## マカダミアナッツの使用状況等についての 調査票の回答に当たっての注意事項

1. 問1から順にお答えいただき、最後に記入漏れの無いようにご確認をお願いします。  
ご回答は添付の調査票（エクセルファイル）に記入をお願い致します。  
調査票（エクセルファイル）は、日本食品衛生協会ホームページにも掲載しています。  
日本食品衛生協会ホームページアドレス：  
[https://www.n-shokuei.jp/news/2023/kakou\\_chousa.html](https://www.n-shokuei.jp/news/2023/kakou_chousa.html)
2. 問1は、マカダミアナッツを使用していなくてもご回答をお願いします。
3. 問2は、以下の要領でご回答をお願いします。
  - ・同じ商品分類（ジャンル）で同様（入数違い、重量違い、類似の配合率等）の商品（アイテム）がある場合は、主要アイテムのみの記入をお願いいたします。
  - ・同じ商品分類で、製品中のマカダミアナッツの形状が異なる場合は、商品ごとに分けて記入をお願いいたします。
  - ・マカダミアナッツの品種は、購入時に判明している品種を記入してください。複数選択可能です。
  - ・マカダミアナッツの産地、形状は複数選択可能です。
4. マカダミアナッツを使用されている場合の製造ラインについてご回答をお願いします。
5. マカダミアナッツを使用した菓子を製造されている場合、ご回答をお願いします。
6. ご回答方法  
以下のいずれかの方法でご回答ください。なお、可能な限り、①メールでのご回答をお願いします。
  - ① メール  
エクセルファイルでご返信いただく場合には、以下のアドレスへ送付をお願いいたします。  
**メール： [shokuhin-suishinka@jfha.or.jp](mailto:shokuhin-suishinka@jfha.or.jp)**
  - ② FAX  
FAXで返信いただく場合は、以下のFAX番号へ送付をお願いします。  
**FAX： 03-3403-2881**

## 7. ご回答期限

**ご回答期限 令和5年8月31日(木)**

## 8. その他

本調査についてご回答いただいた内容については、消費者庁との業務契約に基づき守秘義務を遵守し、適切に管理、取扱いを行った上で、消費者庁へ提出いたします。

消費者庁では施策検討の目的で活用されます。取得した情報の目的外利用はいたしません。

なお、いただいたご回答についてご質問をさせていただくことがありますので、予めご了承ください。どうぞご協力のほど、よろしくお願い致します。

(参考画像)

マカダミアナッツ



<お問い合わせ先>

公益社団法人日本食品衛生協会

公益事業部食品衛生推進課 担当：岡本、山崎

Tel : 03-3403-2112

E-mail : shokuhin-suishinka@jfha.or.jp